

児童発達支援給食費助成制度

児童発達支援サービス利用時に負担した食費を助成します

◇対象となるサービス

児童発達支援で給食として提供された食事代

※ おやつ代は含みません。

※ 一食あたりの上限額は650円です。



◇対象となる子ども

6歳未満（小学校就学前まで）の児童発達支援利用者

当制度を利用するには、事前の申請が必要です！

● 新規に申請される方

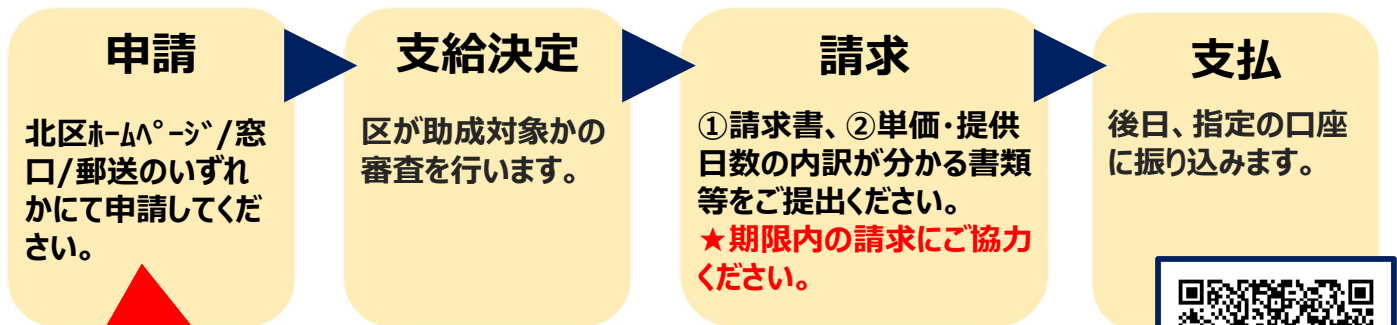
➤ 給食をご利用される方は、現在お持ちの児童発達支援の有効期間内に申請をお願いします。

➤ 申請が遅れた場合、4月1日にさかのぼっての助成ができない場合がありますので、ご注意ください。

● 更新される方

➤ 児童発達支援の更新手続きの際に、併せて申請をお願いします。

◇申請方法



北区ホームページから
電子申請ができます！

詳しくは
北区ホームページをご覧ください。



問合せ先：北区 障害福祉課 障害福祉係 TEL03(3908)9085